

紀の川市子育て世代包括支援センター(仮称)

資料5

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
 ○母子保健法が改正され、子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)
 →全国の実施市町村数:490市区町村(1,035か所)(平成29年4月1日現在・長野県を除く) →おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。

